

『下神明歩道橋』使用開始 及び 『住吉踏切』使用廃止のお知らせ

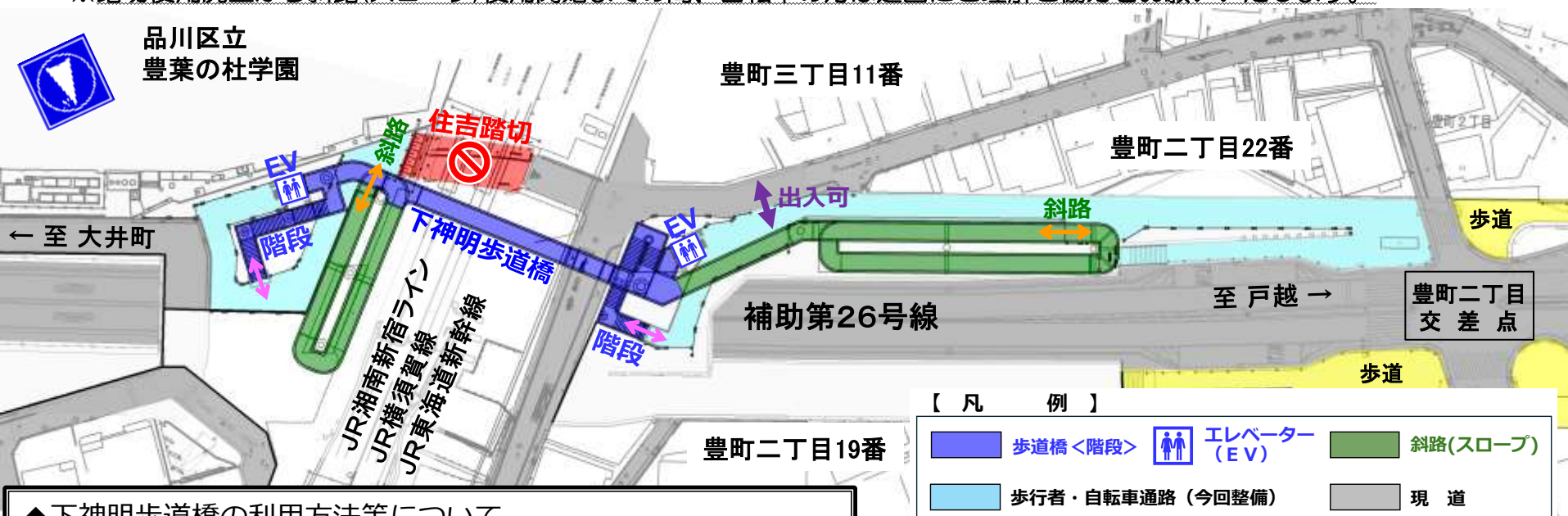
日頃より、東京都の道路整備事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「補助第26号線（豊町）」の道路整備に伴い、工事を進めておりました『下神明歩道橋※エレベーター含む』を、下記日時から段階的に使用開始いたします。

また、歩道橋の使用開始により、下記日時から「住吉踏切」は使用廃止となり、通行出来なくなりますので、あわせてお知らせいたします。

- ▶ 歩道橋＜階段・エレベーター＞使用開始 : 令和8年9月24日（木）13時ごろから
- ▶ 住吉踏切の使用廃止（通行不可） : 令和8年9月29日（火）23時ごろから
※荒天の場合：令和8年10月6日（火）23時ごろから
- ▶ 歩道橋＜斜路（スロープ）＞使用開始 : 令和8年9月30日（水）朝5時ごろから
※荒天の場合：令和8年10月7日（水）朝5時ごろから

※踏切使用廃止から斜路（スロープ）使用開始までの間、自転車の方は迂回にご理解ご協力をお願いいたします。



◆下神明歩道橋の利用方法等について

- ・エレベーターは常時利用できます。
- ・歩行者は、階段又はエレベーターを利用ください。
- ◎なお、エレベーター（EV）は、車いす及びベビーカーの方も利用できますが、自転車は利用できません。
- ・自転車は、斜路（スロープ）を利用ください。

＜お問い合わせ先＞

事業者：東京都第二建設事務所 工事第一課

Tel 03 (3774) 9006

施行者：東日本旅客鉄道株式会社

東京建設プロジェクトマネジメントオフィス